

レジャークラブ利用規程

第1条（目的）

〇〇〇レジャークラブ施設の利用は社員の親睦融和を図り、業務の効率化を促進するとともに、当社発展のために社員の鋭気を養うことを目的とする。

第2条（利用者）

- 当社従業員の全員が利用できる。
 - 当社従業員の親族
 - 当社に関係ある他の会社の従業員
- ※3の場合は当社従業員が責任者として、1名以上が必要である。

第3条（利用申請）

利用者は施設を利用する〇〇日までに、会社へ利用申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

第4条（利用のキャンセル）

利用者は施設の利用をキャンセルする場合は〇〇日までに、会社へ取り消しの申請をしなければならない。

第5条（利用制限）

利用者の施設の利用は週1回を限度とするが、会社の承認を受ければこの限りでない。

付 則 この規程は 年 月 日より施行する。